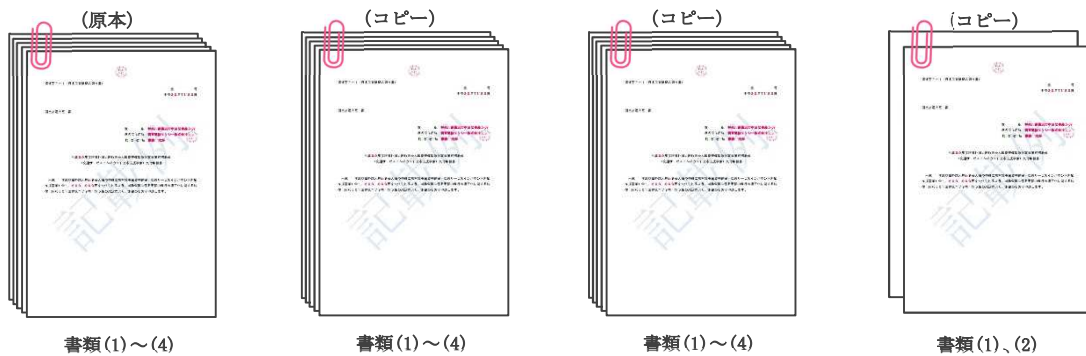


補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する設備を配置する営業所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）付申請書（様式第1）【要捺印】
- (2) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付申請書業（様式第1別紙）【要捺印】
- (3) 内定通知を受けたキャッシュレス決済対応（メーター含めて内定を受けた場合はメーターも）の見積書（様式第1別紙の補助対象経費に計上した箇所を色付け、丸しるしをするなどしてお示しください）
- (4) 内定通知を受けたキャッシュレス決済対応（メーター含めて内定を受けた場合はメーターも）の使用がわかるもの（価格が確認できるもの。カタログでも可。）